

○広野町における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成28年1月1日規則第1号

広野町における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、広野町における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年広野町条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(広野町税条例に係る事務及び情報)

**第2条** 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の7の滞納処分の停止に関する事務 納税義務者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始、若しくは、同法第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは、同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）

(2) 地方税法第34条第1項第2号及び第314条の2第1項第2号並びに広野町税条例（昭和29年条例第37号）第34条の2の医療費控除適用に関する事務 次に掲げる情報

ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する情報

イ 国民健康保険法第57条の3第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第85条第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する情報

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第51条第1項の高額介護サービスの支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

エ 介護保険法第51条の2第1項の高額医療合算介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

オ 広野町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例施行規則（昭和49年規則第4号）第2条第1項の重度心身障がい者医療費受給者証の交付に関する情報

(3) 地方税法第34条第1項第3号及び314条の2第1項第3号並びに広野町税条例第34条の2の社会保険料控除に関する事務 次に掲げる情報

ア 所得税法（昭和40年法律第33号）第74条第2項第2の2号の高齢者の医療の確保に関する法律の保険料に関する情報

- イ 所得税法第74条第2項第3号の介護保険法の保険料に関する情報
- (4) 地方税法第34条第1項第6号及び第4項並びに第314条の2第1項第6号及び第4項並びに広野町税条例第34条の2の障害者控除適用に関する事務 納税義務者に係る介護保険法第19条第1項の要介護認定に関する情報
- (5) 地方税法第295条第1項及び広野町税条例第24条第1号の非課税の判定に関する事務 納税義務者に係る生活保護関係情報
- (6) 地方税法第321条の7の2及び広野町税条例第47条の2第1項の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する事務 次に掲げる情報
  - ア 高齢者の医療の確保に関する法律の第110条において準用する介護保険法第136条第1項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報
  - イ 介護保険法第136条第1項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている情報
- (7) 地方税法第718条の2及び広野町国民健康保険税条例（昭和35年条例第47号）第14条で規定する年金保険者の特別徴収に関する事務 次に掲げる情報
  - ア 高齢者の医療の確保に関する法律の第110条において準用する介護保険法第136条第1項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報
  - イ 介護保険法第136条第1項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている情報
- (8) 広野町税条例第33条第1項及び第2項の所得割の課税標準の算定に関する事務 所得税法第255条第1項第3号及び第9号の法定調書に関する情報  
(広野町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例に係る事務及び情報)

**第3条** 条例別表第1の1の項及び条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、条例別表第2の2の項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 広野町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例（平成18年広野町条例第23号）第5条の受給資格の登録の申請の受理、その申請等に係る事実についての審査若しくはその申請等に対する応答に関する事務 その申請を行う者に係る住基基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条の住民票における世帯主等の情報（以下「住民票関係情報」という。）、生活保護関係情報
- (2) 広野町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例第9条の助成額の決定等若しくは同条例第10条の届出（以下この項において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実につ

いての審査若しくはその申請等に対する応答に関する事務 住民票関係情報

(広野町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例に係る事務及び情報)

**第4条** 条例別表第1の2の項及び条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、条例別表第2の3の項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 広野町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年広野町条例第9号）第5条で規定する受給資格の登録に係る申請書の受理、その申請書に係る事実についての審査又はその申請書に対する応対に関する事務 当該申請を行う者及びその扶養義務者に係る住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の支援給付の有無（以下、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条及び第4条に規定する所得の額及び所得控除額に関する情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の支給の有無

(2) 広野町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第10条の規則で定める事項に関する事務 当該申請を行う者及びその扶養義務者住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条及び第4条に規定する所得の額及び所得控除額に関する情報及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の支給の有無

(広野町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例に係る事務及び情報)

**第5条** 条例別表第1の3の項及び条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、条例別表第2の4の項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 広野町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例施行規則（昭和49年広野町規則第4号）第1条及び第2条で規定する受給者証の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応対に関する事務 当該申請を行う者及びその扶養義務者に係る住民票関係情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の身体障害者手帳の交付の有無、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付の有無、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条の障害の程度、福島県療育手帳制度要綱（昭和49年2月1日付49児第15号福島県厚生部長通知）による療育手帳の交付及び障害程度に関する情報（以下「障害者認定関係情

報」という。)

(2) 広野町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例第3条で規定する医療費の給付の手續に係る事務 当該申請を行う者及びその扶養義務者に係る地方税法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税の賦課徴収に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民票関係情報、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報

(3) 広野町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例施行規則に関する事務 住民票関係情報、障害者認定関係情報、地方税関係情報、障害者認定関係情報、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報

(広野町桜田住宅条例に係る事務及び情報)

**第6条** 条例別表第1の4の項及び条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、条例別表第2の5の項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 広野町桜田住宅条例(平成21年広野町条例第2号)第5条の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応対に関する事務 当該申込みを行う者及びその扶養義務者に係る地方税関係情報、障害者認定関係情報及び住民票関係情報

(2) 広野町桜田住宅条例第35条の規則で定める事項に関する事務 桜田住宅入居者等に係る前号に掲げる情報

#### 附 則

この規則は、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。